

一般社団法人日本ペインクリニック学会功労会員選出細則

第1条 本細則は、(社)日本ペインクリニック学会定款第3章第10条第4号に基づき、功労会員の選出に関して必要な事項を定める。

第2条 功労会員は、原則として60歳以上の者で、次に掲げる基準のすべてに該当する者とする。

- (1) 評議員を10年以上委嘱された者。
- (2) 委員会委員を委嘱された者。

第3条 功労会員の推薦手続は、名誉会員の推薦手続に準ずる。

第4条 功労会員には、次の恩典が与えられる。

- (1) 総会における称号の授与。
- (2) 規則第四章第11条第1号に規定される恩典。

第5条 代表理事は、毎年3月末日までに功労会員の推薦を受け付けるものとする。

- 1 代表理事は、被推薦者を理事会に諮り、さらに評議員会の議を経て、総会の承認を受ける。

第6条 死後の授与については、代表理事が理事会に諮り決定する。

第7条 功労会員の英文標示は、Distinguished Service Member of Japan Society of Pain Clinicians とする。

附 則

1 本細則の改廃は、(社)日本ペインクリニック学会定款に従う。

2 本細則は、2011年7月24日より施行する。

1996年7月18日制定 1998年7月24日改正 1999年7月17日改正 2001年7月13日改正 2002年7月20日改正
2003年7月24日改正 2005年7月28日改正 2006年7月15日改正 2007年7月8日改正 2009年7月19日改正
2011年7月24日改正